

得

B型・C型ウイルス性

肝炎定期検査助成のすすめ

定期検査を受けた際の
支払いが、一部もしくは全部が
戻る制度があります
申請は年2回まで

肝炎治療後も、定期検査が必要です。
専門医療機関での定期的な
フォローアップにより、
重症化予防、早期治療に繋げて
いくことが目的です。



申請スタート

病院で検査を受ける



医師の診察時

健康増進ノート (①)
をもらい、必要事項を
記入してもらう

※助成金の申請の際に必要なものです。



健康増進ノート
をください



会計時

**お金を支払い、
領収書 (②)、診療明細書 (③)**
をもらう

※助成金の申請の際に必要なものです。



診療明細書と
領収書をください



県の制度を利用

すべての方が利用可能

検査金額 **上限5,000円**まで県が負担

課税額によって 自己負担額がかわる 国の制度を利用

非課税世帯

病状にかかわらず

自己負担

0円

住民税課税額 (所得割)
235,000円未満の世帯

肝硬変・肝がん

自己負担

3,000円

慢性肝炎

自己負担

2,000円

申請に必要なものを準備する

チェック

書類は全部揃いましたか？

- ☐ ①健康増進ノート
(もしくは医師の診断書でも可)
- ☐ ②領収書(原本)
- ☐ ③診療明細書(原本)
- ☐ ④通帳

ワンポイント!

助成は年度内に2回までです。
申請は随時受け付けて
いますので、
お早目の申請を
おすすめします。



申請に必要なものを準備する

役所・役場



**住民税の課税証明書(⑤)、
住民票(⑥) をもらう**

課税証明書

住民票

※書類作成取得にかかる費用は、**別途自己負担**となります。
※同一年度内に治療費助成を申請された方は省略できる
場合があります。詳しくは保健福祉事務所、もしくは
肝炎医療コーディネーターまで。

チェック

書類は全部揃いましたか？

- ☐ ①健康増進ノート
(もしくは医師からの診断書でも可)
- ☐ ②領収書(原本)
- ☐ ③診療明細書(原本)
- ☐ ④通帳
- ☐ ⑤世帯全員の住民税の課税証明書(年度内1通で可)
- ☐ ⑥世帯全員の住民票(年度内1通で可)

保健福祉事務所に申請



管轄の保健福祉事務所に必要書類を持参し、
申請書を書いて手続きをする。

口座に入金



後で申請書に記載した口座に振り込まれます。

※ATM の操作はありません！振り込め詐欺等にはご注意ください※

●書類を持参し手続きする場合の保健福祉事務所一覧

お住いの地域	管轄の保健福祉事務所	お問合せ先
佐賀市、多久市、小城市、神崎市、吉野ヶ里町	佐賀中部保健福祉事務所 健康指導担当	0952-30-1905
鳥栖市、基山町、みやき町、上峰町	鳥栖保健福祉事務所 健康推進担当	0942-83-3579
唐津市、玄海町	唐津保健福祉事務所 健康推進担当	0955-73-4186
伊万里市、有田町	伊万里保健福祉事務所 健康推進担当	0955-23-5186
武雄市、鹿島市、嬉野市、大町町、江北町、白石町、太良町	杵藤保健福祉事務所 健康推進担当	0954-22-2104

●書類を郵送で手続きする場合

〒840-8570 佐賀市城内1-1-59
佐賀県 がん撲滅特別対策室

TEL:0952-25-7491

●申請期間

検査を受けた年度内に申請してください。

3月31日までに申請の手続きを行わないと請求できなくなります。

郵送の場合は3月31日当日消印有効

ただし、3月16日～3月31日受診分については、翌年度4月10日まで申請できます。

お問い合わせ先

その他
ご不明な
点は

佐賀大学医学部附属病院 肝臓なんでも相談窓口

0952-34-3731

平日10:00～16:00
相談料無料、通話料はかかります